

渋谷駅中心地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針に基づく事前協議取扱要綱

制定 平成 23 年 8 月 4 日

第 1 目的

この要綱は、渋谷駅中心地区における特定区域景観形成指針の適用を受ける大規模建築物等について、大規模建築物等景観形成指針に基づき、都が行う事前協議に必要な事項を定める。

第 2 適用対象

渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針（以下「特定区域景観指針」という）の適用区域内における大規模建築物等とする。

第 3 基本的考え方

特定区域景観指針では、渋谷区が設置する「渋谷駅中心地区デザイン会議^{*}」（以下「デザイン会議」という）において、良好な景観形成に向けて、適切な誘導を図るとしている。都は、渋谷区が行う特定区域景観指針に基づく調整等を尊重しつつ、事前協議を行う。

第 4 事前協議

1 事前協議の開始

都は、東京都景観条例に定める別記様式第 8 号及び同条例施行規則第 17 条第 3 項に定める事業者による事前協議書等の提出をもって、事前協議を開始する。

また、事前協議書等には、デザイン会議における協議状況のわかる資料を添付する。

2 事前協議での景観誘導

都は、前項の事前協議があった時は、特定区域景観指針との適合を確認しつつ、広域の見地から事前協議を行う。

3 景観審議会の意見聴取

都は、前 2 項の事前協議があった時は、東京都景観審議会の意見聴取を行う。

4 事前協議の終了

都は、前 3 項の事前協議が終了した時は、事業者及び渋谷区に対して事前協議終了の旨を通知する。

第5 取扱要綱の変更

都は、特定区域景観指針の変更を認定しようとする場合は、必要に応じて本要綱の変更を行う。

第6 報告の聴取

都は、必要があると認めるときは、事業者、渋谷区及びデザイン会議に対して報告を求めることができる。

※「渋谷駅中心地区デザイン会議」

学識・渋谷区及び地元代表委員から構成され、事業者から提案されたデザイン案に関して、景観形成指針との整合を確認するとともに、景観の面から周辺地域との調和・連携について誘導・助言・調整を行う。